

教 育 委 員 会 議 事 録

(令和6年度 教育委員会 第3回定例会)

開会 令和6年6月12日(水)

閉会 令和6年6月12日(水)

午前9時00分

午前9時33分

場所 西宮市役所6階教育委員会会議室

出席委員	教育長 藤岡 謙一 委員 側垣 一也 委員 藤原 唯人 委員 山本 幸夫	欠席委員	委員 長岡 雅美	
会議に出席した職員	職	氏 名	職	氏 名
	教育次長	藤井 和重		
	教育次長	漁 修生		
	教育総括室長	薩美 征夫		
	参与(人事担当)	柏木 弘至		
	学校支援部長	岡崎 州祐		
	学校教育部長	秦 淳也		
	教育総務課長	伊藤 昭夫		
	教育総務課係長	谷岡 健司		
	地域学校協働課長	岡田 良一		
	学事課長	山崎 豊		
	学校教育課長	桑原 美和		
	学校保健安全課長	小濱 宏		
	特別支援教育課長	渡邊 淳		
署 名	教育長		委員	

付 議 案 件

<議 題>

- (審)議案第19号 西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件 [地域学校協働課]
(審)議案第20号 西宮市教育奨学金条例施行規則の一部を改正する規則制定の件 [学事課]
(審)議案第21号 西宮市就学支援委員会委員委嘱の件 [特別支援教育課]
(審)議案第22号 西宮市学校結核対策委員会委員の委嘱の件 [学校保健安全課]
(審)議案第23号 西宮市学童等腎臓検診審議会委員の委嘱の件 [学校保健安全課]
(審)報告第6号 令和6年度 西宮市一般会計補正予算(第3号)
(6月定例会 教育委員会所管分)に関する意見決定の件 [教育総務課]

<一般報告>

- 一般報告① 児童生徒の状況について **非公開** [学校保健安全課]

<資料による情報提供>

- 令和6年度教科書展示会の開催について [教育研修課]

以 上

傍 聴

1名

藤岡教育長	<p>ただいまより、令和6年度第3回教育委員会定例会を開催します。本日は長岡委員より欠席の届出を受けております。議事録署名委員には、山本委員を指名します。</p> <p>初めに、3月定例会及び4月定例会について、議事録の承認を行います。</p> <p>議事録は既にお手元に送付し、確認していただきましたが、簡単な字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>それでは、承認します。なお、簡単な字句の訂正があれば、事務局にお伝えください。</p> <p>ここで、各委員に確認します。</p> <p>本日は傍聴希望者が1名おられます。</p> <p>会議は公開が原則ですが、一般報告①は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなる恐れがあるため、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>異議なしと認め、非公開とします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。</p> <p>では、これより審議に入ります。</p> <p>議案第19号「西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件」を議題とします。</p> <p>地域学校協働課長、よろしくお願いいたします。</p>
地域学校協働課長	<p>議案第19号「西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件」についてご説明いたします。</p> <p>今回新たに任命する委員の候補者は、学校長からの推薦のあった人となります。</p> <p>また、解任の対象となる委員の解任理由は、本人からの申出によるものです。新たに任命する委員の任期は、令和6年6月13日から令和8年3月31日までとなります。また、解任の対象となる委員の解任日は、令和6年6月12日となります。</p>

	<p>資料の3ページ、4ページには、新たに任命する委員の候補一覧を、5ページには、解任する委員の一覧をそれぞれ記載しております。</p> <p>6ページ以降は学校ごとの委員名簿となります。表の網掛け部分が今回新しく任命する委員の候補となります。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
藤岡教育長	<p>では、説明は終わりましたので、これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問等はございますでしょうか。</p>
藤原教育委員	<p>ぱっと目についたのですが、この3ページ目の任命委員一覧のところ、甲陵中学校と甲武中学校で恐らく同じ人が選任されておりまして、その選出方法がどちらも地域住民ということですが、これは特に問題ないということでしょうか。</p>
地域学校協働課長	<p>こちらでは特に問題ないと考えております。</p>
藤岡教育長	<p>一応同じ人が複数の学校に入るということは、別に妨げられていないということですよ。</p>
地域学校協働課長	<p>特に中学校では小学校区が重なったりしておりますので、その点については特に問題ないと考えております。</p>
藤岡教育長	<p>では、ほかに質問がなければ採決に入ります。</p> <p>議案第19号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>では、ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、原案は可決されました。</p> <p>では、続いて、議案第20号「西宮市教育奨学金条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」を議題といたします。</p> <p>学事課長、お願いたします。</p>

学事課長	<p>議案第20号「西宮市教育奨学金条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」について説明いたします。</p> <p>本改正は、高校生を対象とした給付型奨学金、以降、高校給付奨学金と申し上げますが、この給付額を改定するものでございます。</p> <p>改定理由といたしましては、国の高校生等奨学給付金、以降、奨学給付金と申し上げますが、この奨学給付金と本市の高校給付奨学金の対象者が重複しているため、平成26年度に国の制度が創設されて以降、総支給額に配慮し、本市の高校給付奨学金を併給調整して給付しております。令和6年度におきましても、奨学給付金の一部階層での増額に合わせて調整を行うものです。</p> <p>具体的には、市民税非課税世帯の国公立在学の第1子に加えて、私立在学の第1子も対象外になります。また、両親の死別などで遺児となった生徒に対し、高校給付奨学金に加算して給付している遺児給付金につきましても、併給調整する必要があるため、市民税非課税世帯で国公立在学の第1子の給付額を月額900円に、私立在学の第1子の給付額を月額1万200円に変更いたします。同様に市民税非課税世帯で国公立在学の第2子を対象外とし、私立在学の第2子の給付額を9,400円に変更いたします。</p> <p>施行は、公布の日からとし、6月下旬に募集開始を予定しております。令和6年度高校給付奨学金から適用いたします。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
藤岡教育長	<p>では、説明が終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。</p>
側垣教育委員	<p>私、以前にも質問したことがあるかと思うんですけども、これは実質的に給付される側、対象となる側の減額、これまでの給付よりも減額されるということはないということで理解していいのでしょうか。</p>
学事課長	<p>これまでも国制度による高校生等奨学給付金と、それと本市が実施しております高校給付奨学金につきましては、制度は異なっておりますが、対象者が重複する部分があるということで、全体的な総支給額の均衡を図る上で併給調整し、減額支給などをしてきていましたが、全体的に支給額は変わらないという方針でこれ</p>

側垣教育委員	までも行ってきております。 以上でございます。
学事課長	全体的に増額ということはないんですか、今後。 今回、国制度の高校生等奨学給付金の増額改定を受けまして、また従来と同じく減額調整をしておりますが、将来的に国の制度が何らかの理由などで減額された場合には、それに合わせて本市の給付額は増額するということは十分可能性としては考えられます。 以上です。
側垣教育委員	分かりました。本当に給付される側の不利益にならないように制度を保っていただきたいなと思います。
藤岡教育長	ありがとうございます。 ほかにございますでしょうか。 よろしいですか。 では、なければ採決に入ります。 議案第20号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)
藤岡教育長	では、ご異議なしと認めます。 よって、原案は可決されました。 続きまして、議案第21号「西宮市就学支援委員会委員の委嘱の件」を議題といたします。 特別支援教育課長、お願いいたします。
特別支援教育課長	議案第21号「西宮市就学支援委員会委員委嘱の件」についてご説明申し上げます。 本件は、西宮市附属機関条例第44条に従い、任期満了により新たに委員を委嘱するためのものがございます。 委嘱する委員につきましては、裏面に記載しているとおりでございます。

藤岡教育長	<p>今年度、学識経験者・医師につきましては、2名改選、校園長につきましては、6名改選がございます。</p> <p>学識経験者は前任の担当者からの推薦、医師につきましては、医師会の推薦、校園長につきましては、各校園長会の役割に基づくものです。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。</p> <p>山本委員。</p>
山本教育委員	<p>これは委員の任期は1年と書いているんですけども、再任は何回でもできるということですか。</p>
特別支援教育課長	<p>今ご質問いただいたとおりでございます、何度でもやっていただけるということでございます。</p> <p>以上です。</p>
藤岡教育長	<p>ほかによろしいでしょうか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第21号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>では、ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、原案は可決されました。</p> <p>続きまして、議案第22号「西宮市学校結核対策委員会委員の委嘱の件」を議題といたします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いいたします。</p>
学校保健安全課長	<p>「西宮市学校結核対策委員会委員の委嘱の件」につきまして、議案第22号をご覧ください。</p> <p>本委員会委員の任期が令和6年6月30日をもって満了することに伴い、7月1</p>

	<p>日付委嘱を行います。</p> <p>このたびの任期は、令和6年7月1日から令和8年6月30日までの2年間となります。</p> <p>委員の内容につきましては、資料3ページの新旧対照一覧をご覧ください。</p> <p>西宮市附属機関等の設置・運営についての指針第7条3項に「より多くの人材の参画を求める観点から、委員の選出に当たり、その時点で既に2つ以上の附属機関の委員となっている者についての選任は差し控えるものとする」とありますが、第22号には既に3つの附属機関を兼任している委員がいます。ただし、専門性の高い分野を審議する必要があり、代わりとなる候補がないことから、やむを得ず選任するものです。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。</p>
藤原教育委員	<p>聞き漏らしたので、ごめんなさい。</p> <p>3つの附属機関の委員である者というふうな兼任の禁止というのは、条例の中にあるんですか。何らかの内規ですか。兼任の数の上限を確保するルールの出どころは、何かおっしゃっていたものですから、聞き漏らしたんです。すみません。</p>
学校保健安全課長	<p>西宮市附属機関等設置運営についての指針第7条3項に書いております。</p> <p>以上です。</p>
藤原教育委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
藤岡教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第22号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤岡教育長	<p>では、ご異議なしと認めます。</p>

学校保健安全課長	<p>よって、原案は可決されました。</p> <p>続きまして、議案第23号「西宮市学童等腎臓検診審議会委員の委嘱の件」を議題といたします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いいたします。</p> <p>「西宮市学童等腎臓検診審議会委員の委嘱の件」につきまして、議案第23号をご覧ください。</p> <p>本審議会委員の任期が令和6年6月30日をもって満了することに伴い、7月1日付委嘱を行います。</p> <p>このたびの任期は、令和6年7月1日から令和8年6月30日までの2年間となります。</p> <p>委員の内容につきましては、資料3ページの新旧対照一覧をご覧ください。</p> <p>西宮市附属機関条例では、第2条第4項に「当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる」との規定がありますが、第23号では6期目となる委員がいます。</p> <p>ただし、それぞれの会の特例として、「西宮市附属機関条例第2条第4項の規定は本会の委員には適用しない」との規定があること、また、専門性の高い分野を審議する必要があり、代わりとなる候補がないことから、やむを得ず引き続き選任するものです。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
藤岡教育長	<p>では、説明は終わりましたので、これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p>
教育総括室長	<p>一つ補足させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>先ほど議案第21号の就学支援委員会委員のところでは再任を妨げないのかというご質問に対して、担当課長からは妨げないという説明をさせていただきました。</p> <p>これにつきましても、今の説明にありましたように、基本、任期は2年として、理由がある場合は4回を限度に再任することができるという規定でございます。</p> <p>先ほどの就学支援委員会につきましても、この委員の特例として、再任は妨げないと特例のほうで定めているため、それを課長からは妨げませんと端的に説明したんですけども、これは特例で定められているためでございます。</p> <p>補足して説明させていただきました。</p>

藤岡教育長	今の補足説明を含めて何かご質問等ございますか。
山本教育委員	先ほど私が質問したもので、ここだけ再任のことを全く触れてないんですね。ちょっと書きぶりがこれだけ違うので。
教育総括室長	議案の資料としまして、今回、私も同様のことを思いまして、説明資料の中にその者が何期目になるか、そういった項目も次回の資料から追記するように改めたいと思います。
山本教育委員	結局、橋本先生が今回辞められているんですけども、多分十数年はされていましたよね。だからそういうこともあって、それをはっきりするほうがいいのかなと思いました。
藤岡教育長	ありがとうございます。 ほかによろしいでしょうか。 では、なければ採決に入ります。 議案第23号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)
藤岡教育長	ご異議なしと認めます。 よって、原案は可決されました。 続きまして、報告第6号「令和6年度西宮市一般会計補正予算(第3号)(6月定例会 教育委員会所管分)に関する意見決定の件」を議題といたします。 教育総務課長、お願いいたします。
教育総務課長	報告第6号「令和6年度西宮市一般会計補正予算(第3号)(6月定例会 教育委員会所管分)に関する意見決定の件」につきましてご説明いたします。 議会への予算案の提出に当たりましては、議案として教育委員会会議に付議し、教育委員会としての意見を決定する必要があります。 本件につきましては、議会に上程する期日の関係で教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、教育長の臨時代理により5月31日付

で決定いたしましたので、本日、同条第3項の規定により、これを報告させていただくものです。

資料の3ページ、第1表「歳入歳出予算補正」をご覧ください。

上の表は歳入予算で、一番下の合計欄373万2,000円を増額し、補正後の額を35億1,711万6,000円とするものです。

下の表は歳出予算で、一番下の合計欄373万2,000円を増額し、補正後の額を242億2,930万7,000円とするものです。

次に、4ページをご覧ください。

第2表「債務負担行為補正」です。

債務負担行為とは将来にわたる債務を負担するもので、設定された限度額、期間の範囲内において債務負担契約の締結を可能とするものです。

学校施設包括管理業務は、学校施設の維持管理業務を包括的に委託することに係る経費を計上するものです。期間は令和7年度から11年度で、限度額は42億6,732万円です。

次に、6ページをご覧ください。

第4表「歳出補正」の明細になっております。

項、教育総務費、目20、教育指導費の不登校児童生徒支援事業経費につきましては、不登校児童生徒対策として校内サポートルームにおける支援等を行う居場所サポーターの配置を拡充することに伴い、報償費等188万8,000円を増額するものです。

次の目30、総合教育センター費の研究・研修事業経費につきましては、1人1台端末とクラウド環境を活用した効果的な教育実践の創出・モデル化を行うリーディングDXスクール事業を実施することに伴い、旅費等100万円を増額するものです。

次の項、特別支援学校費、目05、学校管理費の特別支援学校管理運営事務経費につきましては、障害により情報機器の入出力自体に困難を抱えた児童生徒のための視線入力装置等の購入に伴い、備品購入費等84万4,000円を増額するものです。

歳出補正は以上です。

前に戻りまして、5ページをご覧ください。

第3表「歳入補正予算」の明細です。

款、県支出金、項、県補助金の不登校児童生徒支援員配置事業費は、歳出でご説明いたしました居場所サポーターの配置に係る経費が県の補助事業の対象となる

	<p>ため、188万8,000円を増額するものです。</p> <p>次の公立学校情報機器整備事業費は、歳出でご説明いたしました視線入力装置等の購入に係る経費が県の補助事業の対象となるため、84万4,000円を増額するものです。</p> <p>次の、款、諸収入、項、雑入のリーディングDXスクール事業費は、歳出でご説明いたしましたリーディングDXスクール事業を、文部科学省からの再委託事業として実施するため、100万円を増額するものです。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
藤岡教育長	<p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。</p>
藤原教育委員	<p>確認なんですけれども、国再委託事業の実施に係る旅費の増100万円分というのは、これはもう少し具体的にいうと出張などが増えたということでしょうか。それと、その分の雑収入として、100万円は、これは文科省からお金が出るということでしょうか。</p> <p>以上です。</p>
教育総務課長	<p>まず、1点目の旅費についてご説明いたします。</p> <p>こちらの旅費の中には、実際に国から講師を招いたときの旅費が含まれております。また、このリーディングDXスクール事業を推進するに当たって合同で勉強会なども実施いたしますので、そのときに使われる旅費も計上をしております。</p> <p>続きまして、財源の100万円についてですが、こちらにつきましては、直接国から補助が出るものではございません。国からの委託先、実際には株式会社内田洋行になりますが、そちらが国から委託を受けておりまして、その委託先から再委託され100万円が支給される流れになっております。</p> <p>以上です。</p>
藤岡教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかにご質問等ございますでしょうか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第6号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p>

藤岡教育長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、承認いたします。 では、これより非公開案件に移ります。 恐れ入りますが、傍聴の方はここでご退出をお願いいたします。</p> <p>(傍聴者退出)</p>
藤岡教育長	<p>では、再開をいたします。 一般報告①「児童生徒の状況について」を議題といたします。 では、学校保健安全課長、お願いいたします。</p> <p>(非公開)</p>
藤岡教育長	<p>説明は終わりました。 本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。 よろしいですか。 なければ一般報告①を終了いたします。 以上で予定されていた議題は全て終わりました。 これをもちまして第3回教育委員会定例会を閉会いたします。 ありがとうございました。</p> <p>(終了)</p>